

川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱

平成20年3月26日19川ま市整第1211号

[改正 平成24年3月23日23川ま市整第1470号]

[改正 平成29年3月30日28川ま防第171号]

[改正 令和3年3月31日2川ま防第517号]

(目的)

第1条 この要綱は、大規模地震時に多くの人的・物的被害の発生が想定される不燃化重点対策地区において、土地の所有者等が重点路線である区画道路の拡幅整備に貢献する事業に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、地域の防災性の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 不燃化重点対策地区 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成28年川崎市条例第89号）第5条第1項の規定により指定された不燃化重点対策地区をいう。
- (2) 区画道路 前号の地区内の道路のうち、都市計画道路、地区幹線道路及び主要生活道路をつなぐ道路をいう。
- (3) 拡幅促進路線 前号の区画道路のうち、拡幅を促進する路線と位置付けた幅員4m未満のものをいう。
- (4) 寄附促進路線 第2号の区画道路のうち、特に重点的に拡幅を促進する路線と位置付けた幅員3m未満のものをいう。
- (5) 重点路線 第2号の区画道路のうち、拡幅促進路線及び寄附促進路線であるものを総称して重点路線という。
- (6) 施行者 事業を行う土地所有者等で市長が認める者をいう。
- (7) 整備支障物件 拡幅促進路線の拡幅整備部分に存する塀、門等の物件をいう。

(助成金の交付対象となる事業)

第3条 この要綱に基づき行われる助成金の交付対象となる事業は、次の事業とする。ただし、第2号にあっては、令和8年3月31日までに川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年規則第7号)第12条の規定による補助金等の額の確定の通知を区画道路拡幅整備事業助成金の額の確定通知書により受けること。

- (1) 拡幅促進事業 拡幅促進路線において、幅員4mへの拡幅に係る整備支障物件を除却して拡幅整備を促進する事業。
- (2) 寄附促進事業 寄附促進路線において、幅員4mへの道路後退部分の土地を川崎市に寄附することを促進する事業。

2 前項の各号に規定する事業については、川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条に規定する「狭あい道路拡幅整備協議申出書」、「後退用地寄附申出書」等により事前協議を行わなければならない。

3 第1項第2号に規定する寄附促進事業については、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 申請する区域に係る部分の土地境界査定が事前に完了していること。

(2) 寄附する部分について施行者が分筆測量を行ってその範囲を確定するとともに、当該部分に係る抵当権の抹消等必要な措置を講じていること。

(施行区域)

第4条 この要綱に基づき行われる事業の施行区域は、不燃化重点対策地区内の重点路線とする。

(助成金の額)

第5条 市長は、この要綱に基づき行われる事業の施行者に対して、予算の範囲内において、次の各号に規定する額を助成することができる。

(1) 拡幅促進事業 別表第1に掲げる整備支障物件及び新設する外構物件の区分に応じて算出した工事費の額とする。ただし、その助成金の額は、整備支障物件の除却について300,000円、整備支障物件の除却に係る新設について300,000円を上限とする。

(2) 寄附促進事業 助成申請時点における国税庁路線価の価額の40%に当該寄附に係る土地の面積を乗じた額と、当該寄附に係る分筆登記に要する費用の額の和とする。ただし、分筆登記に要する費用の額は450,000円を上限とする。

2 助成金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）による。

3 施行者は、助成対象となる事業が交付決定通知に付された期日までに完了しないときは、市長に報告しその指示を受けなければならない。

(事業内容等の変更)

第6条 施行者は、助成金の交付決定後において事業内容等を変更するときは、軽微な変更を除き、変更の内容について市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、事業内容の変更（当初の事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、助成金の額に変更を生じないものとする。

(事業の中止又は廃止)

第7条 施行者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(書類の様式)

第8条 第5条から前条までに係る書類等の様式は、別表第2による。

(指導・監督等)

第9条 市長は、事業の適正な施行を確保するための必要な措置を命じ又は、必要な助言・勧告等をすることができるものとし、施行者が勧告等に従わない場合は助成を取り止めることができるものとする。

(施行者等の義務)

第10条 施行者及び助成対象部分の所有者は、事業の完了後においても、当該助成対象部分を常時適正に維持保全しなければならない。

(助成金の返還等)

第11条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した助成金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付に関連して不正の行為があったとき。
- (2) この要綱に規定する助成金の交付条件に違反したとき。

(重複助成の禁止)

第12条 この要綱による助成金交付の対象となる事業が、この要綱以外の公的助成等を受けた場合は、この要綱による助成金等を受けることはできない。

(委任)

第13条 この要綱の施行について、必要な事項及びこの要綱によりがたい場合の取扱いについては、まちづくり局長が別に定めることができる。

附 則（平成20年3月26日19川ま市整第1211号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日23川ま市整第1470号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日28川ま防第171号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日2川ま防第517号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

整備支障物件・新設する外構物件		単価
塀（撤去費）	木塀	3, 200 円／m ²
	コンクリートブロック塀	12, 500 円／m ²
	石積塀	10, 600 円／m ²
	万代塀	5, 000 円／m ²
	ネットフェンス	2, 600 円／m ²
	格子フェンス	2, 600 円／m ²
門（撤去費）		14, 800 円／本
樹木（撤去費）	根回り 約20~26cm 高さ 約1.9m	10, 900 円／本
	根回り 約27~34cm 高さ 約2.1m	16, 600 円／本
	根回り 約35~41cm 高さ 約2.6m	26, 800 円／本
生け垣（撤去費）		6, 600 円／m
汚水ます等（附属管を含む）		19, 300 円／ヶ所
塀（新設費）	木塀	5, 200 円／m ²
	コンクリートブロック塀	12, 600 円／m ²
	ネットフェンス	4, 500 円／m ²
	格子フェンス	11, 600 円／m ²
門扉（新設費）		81, 000 円／基
生け垣（新設費）		8, 200 円／m ²

※ 新設するものについては、防災上の安全性が確認できる物件に限る。

別表第2 書類の様式（第8条関係）

書類	様式
助成金交付申請書	様式1
助成金交付決定通知書	様式2
助成金交付請求書	様式3
助成金交付等変更承認申請書	様式4
助成金交付等変更承認通知書	様式5
事業中止（又は廃止）承認申請書	様式6
事業中止（又は廃止）承認通知書	様式7
完了実績報告書	様式8
助成金の額の確定通知書	様式9
助成金返還命令書	様式10